

和歌山工業高等専門学校情報処理教育センター管理運営規則

制 定 昭和59年4月 1 日

最近改正 平成19年3月20日

(目的)

第1条 この規則は、和歌山工業高等専門学校情報処理教育センター（以下「情報処理教育センター」という。）の円滑な管理運営を図ることを目的とする。

2 和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の情報処理教育センターの管理運営に関しては、他に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(業務)

第2条 情報処理教育センターは、本校の情報処理教育を推進するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 情報処理教育についての検討
- 二 情報処理教育センターの管理運営、計算業務及び共同利用大型計算機センターとの連絡業務
- 三 プログラム相談
- 四 情報処理についての啓蒙
- 五 その他情報処理教育センター委員会において必要と認めたこと。

(情報処理教育センター長及び情報処理教育副センター長)

第3条 情報処理教育センターに情報処理教育センター長（以下「センター長」という。）を置く。

2 情報処理教育センターに情報処理教育副センター長（以下「副センター長」という。）を置くことができる。

3 センター長及び副センター長は、本校教員のうちから校長が任命する。

4 センター長は、情報処理教育センターの業務を掌理する。

5 副センター長は、センター長を補佐する。

6 センター長の任期は2年、副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、センター長及び副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第4条 本校に情報処理教育センターの管理運営に関する事項を審議するため、情報処理教育センター委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は次に掲げる者をもって構成し、センター長が議長となる。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 各科から選出され、校長が命ずる者 各1名
- 四 情報処理教育センター配置技術専門職員

3 前項第3号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 情報処理教育センターの管理運営の基本方針に関すること。
- 二 情報処理教育センターの運用に関すること。
- 三 情報処理教育センターの業務計画に関すること。
- 四 情報処理教育センターの維持経費に関すること。
- 五 その他必要と認められる事項

(専門員)

第6条 情報処理教育センターの業務遂行のため、センター長は、必要に応じて専門員を委嘱することができる。

(事務)

第7条 委員会及び情報処理教育センターの事務は、学生課が行う。

(その他)

第8条 情報処理教育センターの利用その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

2 昭和50年4月1日制定の和歌山工業高等専門学校電子計算機室管理運営規程は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年3月20日から施行する。